

氏名	権 賢貞				
学位の種類	博士（言語学）				
学位記番号	博 乙 第 2924 号				
学位授与年月日	令和元年5月31日				
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当				
審査研究科	人文社会科学研究科				
学位論文題目	会話分析による相互行為と語彙学習の関係の解明 —日本語第一言語話者と第二言語話者のタスク活動の分析を通して—				
主査	筑波大学 教授	博士	（人文科学）	一二三朋子	
副査	筑波大学 准教授	博士	（学術）	澤田 浩子	
副査	筑波大学 准教授	Ph.D.	（言語学）	高木 智世	
副査	筑波大学 准教授	博士	（日本語学）	ブッシュネル ケード コンラン	
副査	筑波大学 名誉教授	博士	（言語学）	砂川 有里子	

## 論文の要旨

本論文は、第二言語話者の参加する相互行為のなかで第二言語話者が経験している「理解」と「学習」に焦点を当て、相互行為の中で語彙が学習される現場として捉えられる場面の相互行為の組織を、会話分析（Conversation Analysis）の手法を用いて詳細に記述し、従来、一括して端的に「語彙の学習」として扱われてきた事態がどのように成立しているのかを明らかにする論文である。1980年代からの第二言語習得研究では認知的アプローチの立場から学習が捉えられてきた。そこでは、学習されるべき言語項目が予め設定され、実験的環境の中で起きる相互行為をコード化し、統計的処理によってその言語項目の学習がなされることを検証しようとするものであった。相互行為は学習の外的要因とみなされ、その結果学習者の脳内で起こる認知的変化が学習であるとされてきた。

上記のような認知的アプローチの立場に立つ第二言語習得研究の限界に対して、本論文では、経験的アプローチの立場を取り、学習者の視点から学習を捉え、第二言語話者と母語話者との相互行為を通して達成される「語彙学習」の相互行為的展開を記述することを通して、「学習」と呼べる事態が実際には相互行為的に極めて緻密かつ複雑に組織されていることを示している。

本論文の構成は以下の通りである。

- 序章 本研究の目的とデータ
- 第1章 本研究における理解と学習の捉え方
- 第2章 先行研究における本研究の位置付け
- 第3章 会話分析（CA）の基本概念
- 第4章 同じモノを指しているという間主観的理解の確立
- 第5章 学習の仕方と相互行為の展開

## 第6章 間主観的理解の確立とタスク活動の進行

## 第7章 相互行為と語彙学習の関係

## 第8章 結論

序章では、本論文の背景と目的が述べられる。本論文でデータとするインフォメーション・ギャップ（互いに相手の絵カードを見ることができない状況）を利用したタスク活動について説明した上で、そのタスク活動において本論文が焦点を当てる相互行為について説明している。

第1章では、本論文における「理解」と「学習」の捉え方について論じられる。また、タスク活動のなかで第二言語話者が日本語の語彙（具体的には「つぼ」および「かめ」）を理解し新たに学習したことを示す音声的・身体的ふるまいをどのような視点で捉えて記述していくかを、データを用いて説明している。

第2章では、認知系第二言語習得研究と会話分析系第二言語習得研究の両分野がいかに関係して展開してきたかを概観し、本論文の位置付けが示される。

第3章では、本論文がデータ分析の方法論として採用する会話分析の基本概念（「順番交替システム」、「連鎖組織」、「修復組織」）を、具体的なデータ分析を提示しながら説明している。

第4章では、本論文で扱うタスク活動内で起こる日本語の語彙学習の過程を示し、「同じモノを指し示している」という間主観的理解の確立が、参加者たちにとって、そのモノを表す語彙の学習を達成するための条件となっていることが明らかにされる。その上で、学習の達成条件となっている「同じモノを指している」という間主観的理解がどのようにして確立されているかを詳述している。

第5章では、互いが同じモノを指しているという間主観的理解が確立された後、第二言語話者が、(1)「これは何?」という質問と、(2)「言葉探し」のフォーマットを利用して、直前で間主観的理解が確立されたモノを表す適切な日本語語彙を教えるよう第一言語話者に求めていることに注目し、その上で、この2つの方法によって両者の相互行為がどのように展開されているかを記述している。つまり、第二言語話者は、(1)「これは何?」という質問を用いることで、主要活動（タスク活動）の進行を一旦止めて、指示対象を表す適切な日本語語彙を確実に学習するための機会を確保することを可能にしていることを示している。一方、(2)「言葉探し」のフォーマットを利用することによって、第二言語話者は、タスク活動の進行の遅延を最小限にした形で、適切な日本語語彙を学習し、その語彙をタスク活動の中ですぐに使用することを可能にしていることが明らかにされる。

第6章では、2組のタスク活動に見られた相互行為のデータを用いて、第二言語話者の指示している対象が「つぼ」および「かめ」と呼べるモノであるという理解を第一言語話者が示していることに対し、第二言語話者がどのように反応しているかに焦点を当てて、両者の相互行為がいかに関係して展開されているかを記述している。その記述を通して、第二言語話者と第一言語話者が、互いに同じモノを指しているという間主観的理解を相互に確認可能な形で確立することが、そのモノを表す適切な日本語語彙の学習を達成するための条件であることを明らかにしている。

第7章では、第4章から第6章までの分析結果をまとめ、その結果に基づき、相互行為と語彙学習の関係についての考察を行っている。具体的には、本論文で扱われたタスク活動において、第二言語話者にとって産出上の問題となっている指示対象が、第一言語話者の指しているモノ（見ているモノ）と一致している可能性が両者によって志向され、かつ互いが同じモノを指しているという間主観的理解が両者にとって確認可能な形で確立されなければ、第二言語話者の指示対象を表す適切な日本語語彙を「教える」「学ぶ」という関係は成立しないことを示している。

第8章では、本論文で得られた知見が総括としてまとめられ、会話分析系第二言語習得研究における本論文の意義について論じられる。さらに、日本語教育に対する示唆と今後の課題について論じられる。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は、タスク活動のなかで第二言語話者自身が経験する語彙の「学習」の場面に焦点を当て、その過程を会話分析の手法によって明らかにすることで、既存の認知系第二言語習得研究における相互行為と学習の関係を捉え直した、独自性に富む、意欲的な論文である。

従来、分析者の理論的背景に依拠する形で「学習」の生起が定義づけられ、それが前提とされたまま、とりわけ認知的なアプローチによって学習過程に関わる様々な要因についての仮説検証型の研究が展開されてきた。本論文では、会話分析の手法を用いて、第二言語話者が指示対象を指すのに適切な語彙を知らないことを示すこと、そして、その語彙を第一言語話者に提供するように求めることが相互行為上の課題として浮上し、参加者双方がそれにどのように対処して第二言語話者の語彙の「学習」が達成されるのかを精密に記述する。そこでは、相互行為参加者が、主要活動（タスク活動）の進行と、語彙の提示と受け止めという活動を挟むことを巧みにやりくりしていることや、まずは同じものを指示しているという間主観性を相互に認識可能な仕方で確立する作業が先行すること、そして、その間主観性を確立した上で、そのモノを指す語彙の提供を求めるか、もとのタスク活動に戻って主要活動を進めるかの交渉が生じること、などが緻密な記述を通して明らかにされている点で高く評価できる。日常の中で実際に生じる「語彙の学習」は、まずは指示対象の同一性について間主観性の確立を相互行為の焦点とすることが必須であり、また、(会話やタスク活動の中で生じる場合には) 主要活動の進行を阻むことを避けられないという性質を担うこと、参加者はこれらの課題に対処しながら「語彙を学ぶこと」を明らかにした点で、本論文は、「語彙の学習」がいかにかつ複雑な事態かを示し、今後の語彙学習研究に対してさまざまな示唆を与えるものである。同時に、相互行為の原理として働く間主観性の確立の具体的現場を捉えて緻密に記述した点で、相互行為研究にも一定の知見を提示するものである。

一方、上述のような本論文の貢献にもかかわらず、個々の断片の分析から導かれたことの意義が、会話分析という領域・手法が目指していることとの関連において必ずしも明確に説明されていない箇所もある。また、会話分析の手法を採用しつつ、敢えてタスク活動のデータを用いた理由についての議論が十分ではないという印象も否めない。

しかしながら、このような問題点は、現象の複雑さと、会話分析の手法が独特の視点と難解な理論的基盤を元に高度に発展しているがゆえに、会話分析による学術的知見を説得的に提示することの難しさに起因すると思われ、本論文の価値を損なうものではない。

### 2 最終試験

平成 31 年 3 月 18 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第 10 条 (1) に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。